

## 経営サポート支援事業補助金 募集要項

### 1. 事業の目的と趣旨

新型コロナウイルスの影響により地域経済が大きなダメージを受けたことから、消費喚起を目的に新津商工会議所の70周年事業として会員事業所のアフターコロナを見据えた「売上確保」や「事業継続」に取り組む事業について最大10万円を補助します。

### 2. 対象者

以下の①及び②を満たす者であって事業継続の意思を有していること

①令和3年8月31日時点において新津商工会議所の会員事業所であること

②法人税（又は所得税）の確定申告を行っていること

### 3. 補助率

1/2

### 4. 補助額

事業対象経費（消費税を除く）のうち、最大10万円を補助

（但し、2万円以上の事業を対象とし、他の補助金との併用はできません。）

### 5. 補助対象経費

アフターコロナに向けた売上確保、事業継続にかかる諸経費

（但し、仕入、人件費、租税公課、水道光熱費、接待交際費、地代家賃、旅費、利子割引料等、本事業の目的にそぐわない経費を除きます。）

### 6. 募集期間

令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）

### 7. 事業実施期間

令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）

（採択は令和3年10月下旬を予定、9月1日に遡って補助対象とします。）

（補助金の支払いは実績報告の都度、毎月15日及び月末に支払い予定）

### 8. 必要書類

#### ①申請時

(1)経営サポート支援事業補助金交付申請書

(2)個人は令和2年度所得税確定申告書（1面）、法人は直近の法人税確定申告書（別表一）の写し

#### ②実績報告、請求時

(1)経営サポート支援事業補助金実績報告書兼請求書

(2)領収書、振込依頼書等の証憑類（写し）

### 9. 募集件数

50件～75件（予算額に達し次第締切）

### 10. 審査方法

新津商工会議所内に経営サポート支援事業審査会を設置し、提出された「経営サポート支援事業補助金交付申請書」及び「確定申告書」により審査します。（審査会は非公開）

### 11. 申込方法

郵送又は窓口提出

〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号

新津商工会議所 経営サポート支援事業係（TEL0250-22-0121）